

平成29年度第1回運営評議会資料 (平成29年10月19日開催)

1. 奨学金事業における新制度の状況について	2
2. 国際交流拠点事業について	10
3. 障害学生支援を取り巻く状況と JASSO及び大学等の取組について	14
4. 平成30年度概算要求について	18

1. 奨学金事業における新制度の状況について

給付奨学金について

1. 対象

- ・大学・短期大学・専修学校(専門課程)に進学又は高等専門学校4年生に進級する高等学校又は高等専門学校3年生等

2. 給付金額

- ・月額2~4万円(国公私別や通学形態による)
- ・社会的養護を必要とする者(児童養護施設退所者等)には、別途一時金として24万円を支給

※国立大学等で授業料全額免除を受ける場合は給付額を調整

区分		給付金額 (月額)	対象規模 (一学年あたり)
国公立・自宅		2万円	進学者 2万人【新規】※ (本格実施時) ※給付型の対象規模は非課税世帯 の奨学金受給者4.5万人の半数程度
国公立・自宅外	私立・自宅	3万円	
私立・自宅外		4万円	

3. 基準

- ・機構から提示するガイドラインに沿って各高校等が定める推薦基準に基づき、高校等の学校長が候補者を機構に推薦

○ 家計基準 以下のいずれかを満たす者

- ①家計支持者(父母)が住民税(所得割額)非課税である者
- ②生活保護を受給している世帯の者
- ③社会的養護を必要とする者

○ 学力・資質基準 以下のいずれかを満たす者

- ①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

【学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

4. その他

- ・平成29年度は特に経済的に厳しい私立・自宅外生と社会的養護を必要とする者を対象として先行実施

平成29年度先行実施分採用状況

平成29年度先行実施分における大学・専修学校等からの推薦については、当初、5月25日(木)を推薦期限としていたが、申込機会を十分確保するため8月4日(金)まで延期した。延長後の採用状況は以下のとおり。

1.採用件数 : 2,502件

(住民税非課税及び生活保護世帯) : 2,152件

(社会的養護を必要とする者) : 350件

※採用件数は、平成29年度当初予算における見込みである

2,800人に対し、89%となっている。

(参考) 推薦期間延長の際に実施した取組

①貸与奨学生への個別通知の実施

②学校への再度の依頼

③社会的養護関係団体への再度の依頼

④ホームページによる再周知(プレスリリース)

⇒推薦期間の延長前より1,052件の申請件数の増加

2.学校数 : 946校

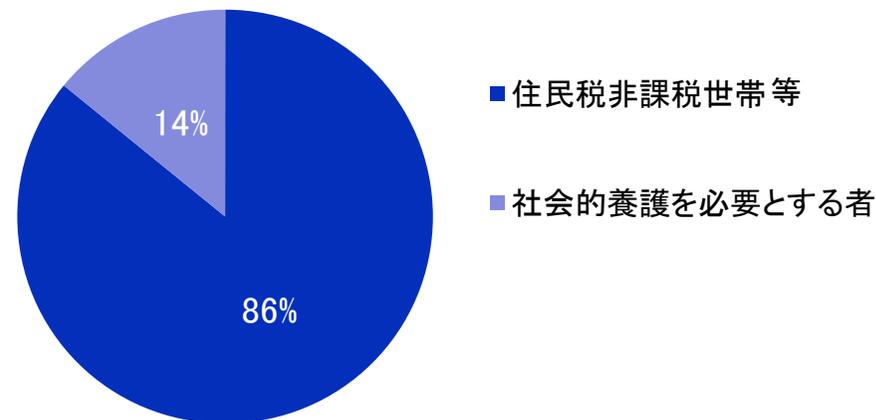
(大学) : 393校

(短大) : 121校

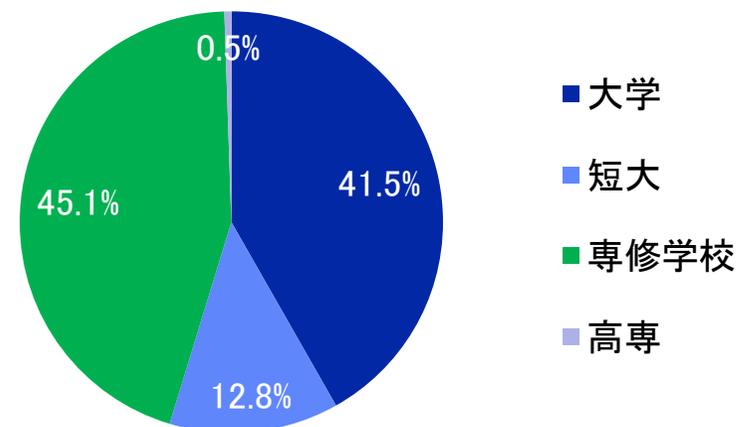
(専修学校) : 427校

(高専) : 5校

採用者内訳



学校数内訳



平成30年度予約採用選考状況

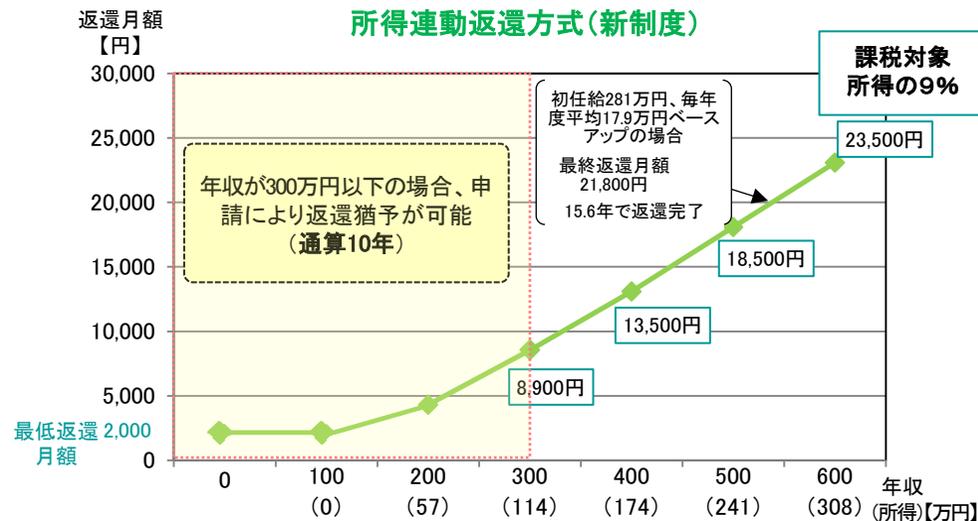
- 推薦受付状況：審査・集計中
採用予定数：2万人（概算要求額：105億円）
- 推薦依頼：4月28日（金）、書類提出期限：7月24日（月）
各高校等で定めた推薦基準の機構提出を7月10日（月）に依頼。
- 採用候補者決定時期：10月下旬（予定）

今後の課題

- 先行実施採用者在籍報告
給付奨学金の受給にあたり引き続き奨学生本人が学校に在籍していること及び通学形態に変更がないことを確認する手続。
（入力期間10月3日（火）～27日（金））
※給付用スカラネット・パーソナル（9月12日（火）登録開始）より報告。
- 先行実施採用者適格認定
12月15日（金）奨学金継続願提出開始（予定）。
- 寄附金受け入れの拡大
給付奨学金への寄附促進のための税制改正要望。

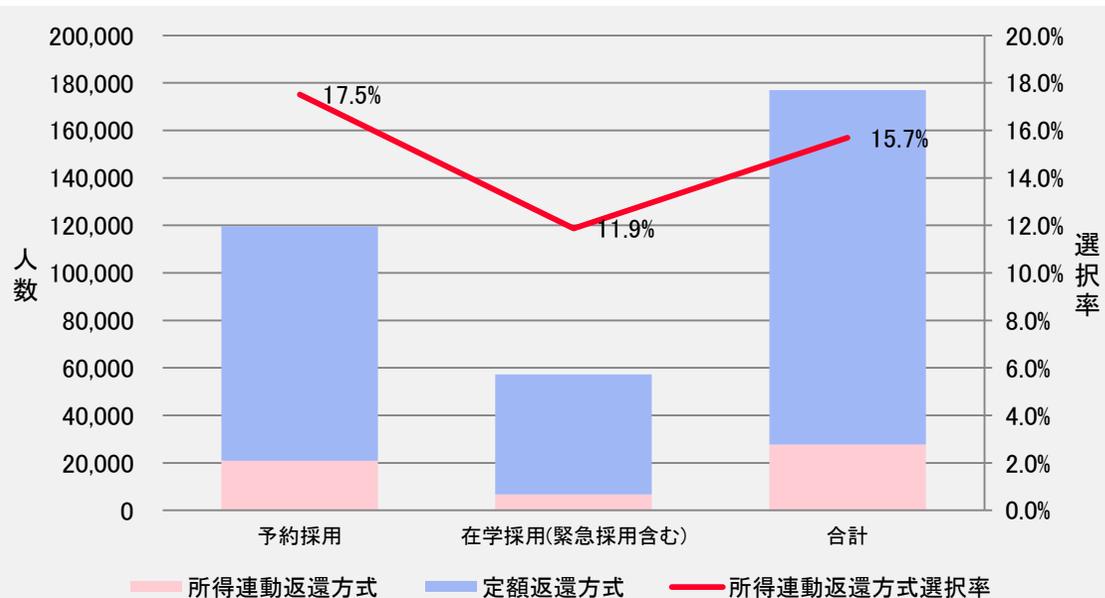
制度概要

- 卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるため、年収が少ない時期も無理なく返還できる制度
- 平成29年度無利子奨学金採用者より適用。
- 採用者は個人番号(マイナンバー)の提出が必須。



- 奨学金の種類…無利子奨学金にのみ適用
(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)
- 所得要件…申請時の家計支持者の所得要件は設けず、全員選択可能
- 保証制度…機関保証のみ(平成29年度無利子奨学金採用者より、返還方式に関わらず保証料を約15%引き下げ)
- 返還方式の変更…貸与中はいずれの返還方式にも変更可能、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能
- 最低返還月額…2,000円
初年度は、定額返還方式での返還月額の半額を原則とし、それでも返還が困難な場合には申請により返還月額を減額
- 救済制度…返還期限猶予は申請可能、減額返還は不可

所得連動返還方式選択率(8月現在)



周知・広報の取り組み

- 平成28年4月 「新所得連動返還型奨学金制度のご案内」チラシをホームページに掲載
 - 平成28年10月 「新所得連動返還型奨学金制度のご案内」チラシを採用候補者決定通知に同封
 - 平成28年12月 新たな奨学金制度に関する相談窓口の設置
 - 平成29年1月 「平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて」担当者ページに掲載
 - 平成29年2月 業務連絡協議会にて新制度について説明
 - 平成29年4月 「日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ」を学校向けに発送及び担当者ホームページに掲載
「新たな所得連動返還型奨学金制度(所得連動返還方式)について」ホームページに新規掲載
 - 平成29年5月 「所得連動返還方式のご案内」チラシをホームページに掲載
- 「第一種奨学金採用者に係る所得連動返還方式選択者の個人番号(マイナンバー)提出について」大学等担当者ページに掲載

	無利子奨学生採用者数※	所得連動返還方式選択者数	所得連動返還方式選択率
予約採用者数	119,661	20,958	17.5%
在学採用者数(緊急採用含む)	57,254	6,800	11.9%
合計	176,915	27,758	15.7%

※平成29年度4～8月第一種奨学金採用者

スカラシップ・アドバイザー派遣事業について(概要)

目的

- 高校生等が大学・専修学校等への進学に向けた検討を行うにあたり、資金計画や経済的支援に関する知見を提供することで、進学後の経済的な状況についての不安を軽減する。
- 生徒が安心して奨学金を利用するため、奨学金を利用する意味やその活用方法についての生徒の理解を深めるとともに、進学のための様々な経済的支援策について情報を提供する。
- 生徒に自らのファイナンシャルプランを意識させるとともに、返還や寄附等による社会貢献の意識を涵養する。

概要

- 各高等学校・PTAが生徒、保護者に対して開催する進学説明会等において、奨学金を含む経済的支援策についての理解を深め、資金計画の作成や返還等のファイナンシャルプランについてアドバイスを行う「スカラシップ・アドバイザー」を派遣する。



アドバイザーの業務内容

- 高校生等に対して、大学・専修学校等への進学のための資金計画(奨学金事業の概略の説明を含む。)についての助言等を行う。

利用の具体例



タイムテーブル	モデルプログラム
60分程度	全体説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・専修学校等への進学のための資金計画(奨学金事業の概略の説明を含む。)の説明 ・ 資金計画の作成方法の説明(参加者による資金計画の作成を含む。) ・ 質疑応答
90分程度 ※希望者のみ	個別相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画の作成への助言等 ・ 質問対応等

養成プログラムの実施状況

当初、全国10地区13会場でスカラシップ・アドバイザー養成プログラム受講者を募集していたところ、募集定員を大幅に上回る応募があったため、追加実施により、全国10地区16会場(計 2,960名)で開催することとなった。なお、募集定員を応募人数が上回った会場については、抽選のうえ受講者を決定している。

当初募集定員: 1,870名

受講人数: 2,648名 (うち認定者2,596名)

(実施日程)

平成29年7月18日(火)	仙台会場(受講者84名)	平成29年8月30日(水)	大阪会場①(受講者229名)
平成29年7月21日(金)	名古屋会場(受講者186名)	平成29年8月31日(木)	大阪会場②(受講者205名)
平成29年7月24日(月)	札幌会場(受講者109名)	平成29年9月7日(木)	金沢会場(受講者45名)
平成29年7月31日(月)	東京会場①(受講者270名)	平成29年9月12日(火)	東京会場③(受講者225名)
平成29年8月1日(火)	東京会場②(受講者268名)		
平成29年8月21日(月)	高松会場(受講者75名)	(追加実施)	
平成29年8月22日(火)	広島会場(受講者72名)	平成29年9月19日(火)	大阪会場③(受講者224名)
平成29年8月23日(水)	福岡会場(受講者90名)	平成29年9月21日(木)	東京会場④(受講者267名)
平成29年8月28日(月)	那覇会場(受講者28名)	平成29年10月3日(火)	東京会場⑤(受講者271名)

・7・8月受講者の認定者については、認定者本人にスカラシップ・アドバイザー認定証を発行・発送済み。

今後の派遣予定

・スカラシップ・アドバイザー派遣の着実かつ適切な実施のため、まずは限定した地域(宮城県)にて平成29年10月より先行して募集を開始し、平成29年11月より先行派遣を実施する。

・全国に於いては、平成29年11月下旬より募集を開始し、平成30年1月以降に派遣を実施する。

2. 国際交流拠点事業について

経緯

■独立行政法人改革等に関する基本的な方針(抄)(平成25年12月24日 閣議決定)

○現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。

■独立行政法人改革等に関する分科会第2ワーキンググループ議事概要(抄)

(平成26年8月25日 内閣官房行政改革推進本部事務局)

- ①東京と兵庫の会館について、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する
- ②東京と兵庫以外の4会館について、引き続き売却交渉を進めるとの文部科学省の方針については、了承する。

■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)平成26年度フォローアップ結果について(抄)(平成26年8月29日 内閣官房行政改革推進本部事務局)

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記1. 以外の国際交流会館(札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館)については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。



↑東京国際交流館

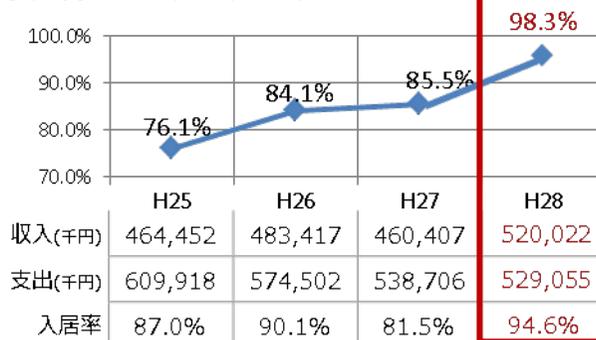


↑兵庫国際交流会館

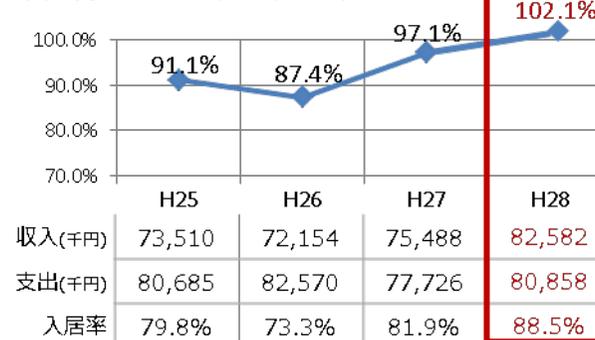
東京国際交流館・兵庫国際交流会館における「国際交流の拠点事業」の実施

(参考)入居率と収支の改善状況(平成28年度実績)

<東京国際交流館>居室数:796室



<兵庫国際交流会館>居室数:197室



東京国際交流館を「国際交流の拠点」として活用すべく、
従前から実施してきた入居者を対象とした国際交流事業等を発展させ、
外部機関や地域との相互の働きかけを通じた多様な事業を展開

◎東京国際交流館の国際交流事業

従前から実施してきた事業

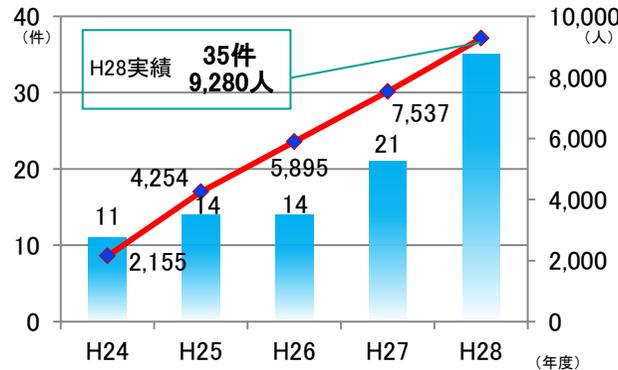
- ・国際塾 日本を多角的に理解するための講演会
- ・交流研究発表会 入居者間の研究内容の発表会
- ・国際交流フェスティバル 入居者や地域の方々が様々な文化に触れる機会
- ・国際シンポジウム 大学等との共催による知的交流の促進



「国際交流の拠点事業」に関するPTにおいて 企画・検討した事業

従前の事業も活かしつつ、国際交流の拠点事業として
外部との連携等による新たな事業を実施

◎東京国際交流館における 国際交流事業の件数・参加者数の推移



※JASSOが主催、共催または協力した事業の件数及びその参加人数。
外部機関等との共催イベントの実施等により、
国際交流事業の件数及び人数は大幅に増加



↑国費外国人留学生歓迎会
(平成28年度、文部科学省との共催により実施)



↑能楽体験教室(平成29年度、国立能楽堂との連携により実施)

◎連携機関の例

文部科学省、東京都(※)、警視庁(※)、日本芸術文化振興会、日本政府観光局、
NHK、Tokyo Global Gateway(英語村) 等(実績の一部、順不同)

※連携の例

東京都及び警視庁とは平成29年9月6日に「外国人留学生支援に係る協定」を締結した。
これに基づき、本年10月21日に東京国際交流館で3者による連携イベントを実施する予定。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた東京都等との
さらなる連携など、引き続き拠点事業を展開予定

兵庫国際交流会館を「国際交流の拠点」として活用すべく、
東京国際交流館と同様の事業を開催
加えて、平成28年度以降は「国際交流拠点推進事業」を展開

◎兵庫国際交流会館における「国際交流拠点推進事業」

- 大学コンソーシアムひょうご神戸及び神戸大学で構成される「兵庫国際交流拠点事業推進協議会」に委託
- 以下の4つの柱を中心に事業を展開し、さらに地域のボランティア団体やコンソーシアム加盟校等と連携

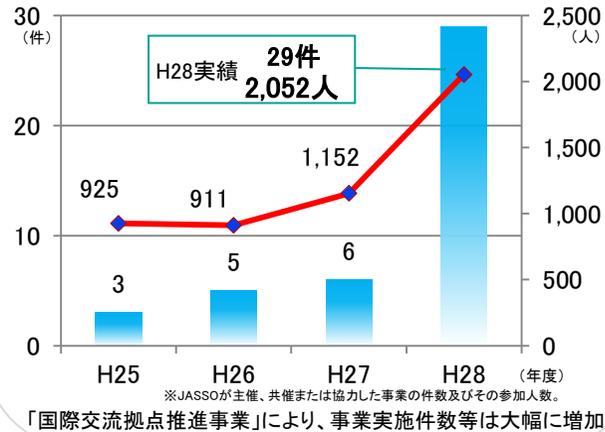
「多文化・他言語理解をめざした取組」

留学生への「社会型日本語教育」

「キャリアサポート」

神戸という立地を活かした「防災教育」

◎兵庫国際交流会館における国際交流事業の件数・参加者数の推移



◎国際交流拠点推進事業の例

キックオフシンポジウム「留学交流を通じた多文化共生」「多文化共生から始まる防災・減災・復興」
留学生交流イベント「Nada Global Village」
教職員向けセミナー・情報交換会「留学生がつなぐ大学・地域—留学交流」



↑ 兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業キックオフシンポジウム「多文化共生から始まる防災・減災・復興—阪神・淡路大震災の教訓と熊本地震—」(平成28年度、国際交流拠点推進事業により実施。写真は遠藤理事長の講演)



↑ 国際塾(平成29年度、国立文楽劇場との連携により実施)

国際交流拠点推進事業を中心に、引き続き事業を拡充

3. 障害学生支援を取り巻く状況と JASSO及び大学等の取組について

近年の障害学生を取り巻く状況について

- 平成28年4月…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行
(障害者に対する差別的取り扱いの禁止規定、合理的配慮の不提供の禁止規定等)
- 平成29年3月…「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」(文部科学省)

現状(障害学生数等の推移)

・大学等に在籍する障害学生数 **27,257人**

全学生(約318万人)に占める割合 **0.86%**

(参考) 米国: 高等教育機関に在籍する学部生全体の**11.1%**

英国: 1学年全体の**約11.0%**

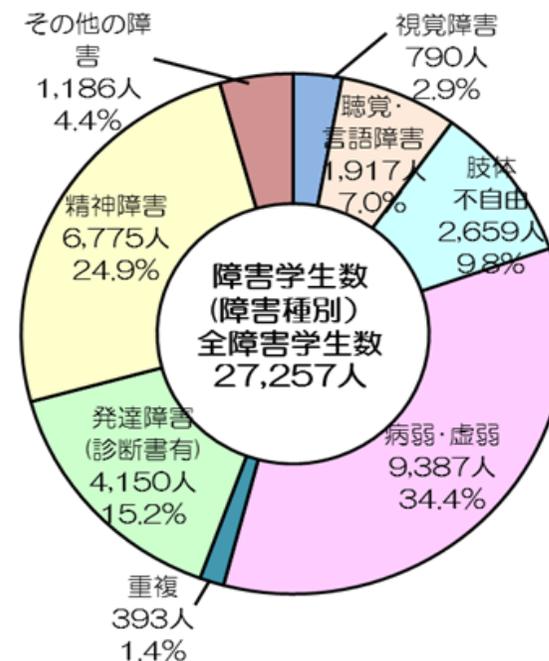
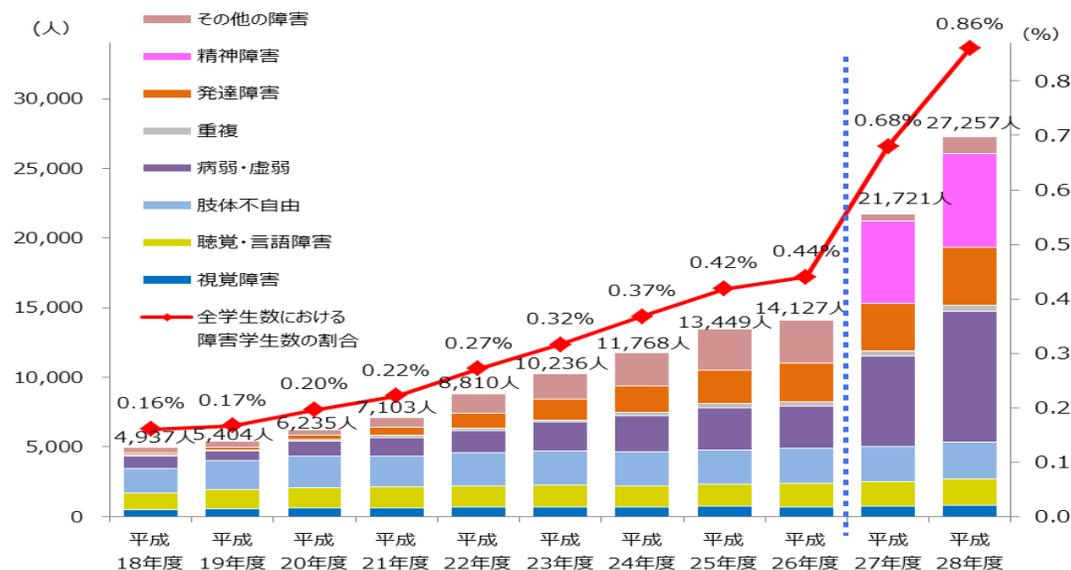
・障害学生在籍学校数 **898校**

全学校(1,171校)に占める割合 **76.7%**

・障害学生の受入れ数0人と1人の大学等の数 **372校 (31.8%)**

・障害学生支援専門部署設置率 **16.7%**

障害種別障害学生数の推移(平成18年度から平成28年度)



障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集

紛争の防止や解決に関する具体例を収集・分析・公表・普及することにより大学等における障害学生支援の取組を促進するため、全国の高等教育機関及び国・地方公共団体の相談機関等を対象に、障害のある学生（以下「障害学生」という）に関する紛争の防止・解決等の事例調査を実施。その調査結果及び収集した事例をとりまとめ、平成29年7月31日に機構ホームページ上で公表。

その背景として、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴い、障害学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の増加が予想されることがあげられる。

※障害学生・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生。

【WebサイトURL】 http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

< 調査概要 >

- (1)対象:高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)1,180校
国及び地方自治体の相談機関等2,013機関
- (2)事例回答件数:257件(高等教育機関224件、相談機関33件)
- (3)公表事例:210件(高等教育機関182件、相談機関28件)

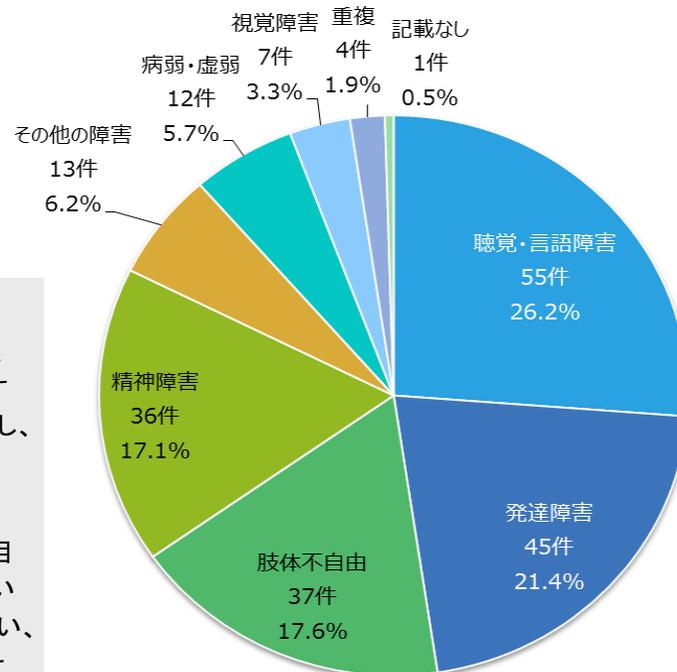
紛争の防止・解決に関する事例

○事例No.20 視覚障害(盲)

学生から建物間及び階段の上下等への点字ブロックの設置の要望があったが、全ての建物間の点字ブロック設置は現実的でなく、また、学内工事が予定されており、人の手による柔軟な支援を提供する方が安全であると考えられたため、工事終了後に必要最低限の点字ブロックを順次敷設することとし、工事終了までの間は移動支援者を付ける代替案を提案し、学生も納得して修学した。

○事例No.67 発達障害(ASD)

障害に起因する症状のため必修科目等の欠席が数回あり、後日、本人および保護者より必修科目の補講や成績評価についての代替措置について要望が出された。教育の質の観点等から要望については応えられないという回答となったが、その代わりに、学科教員が当該学生との定期的な面談を行い、再履修に向けて学習面および学生生活についての支援を行うという提案がなされ、本人と保護者もそれに合意した。



<事例公表内容(障害種別)>

障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集に関連する取組

○体制整備支援セミナー(年4回開催)

紛争の防止・解決に関する取組事例を紹介し、理解啓発と体制整備の充実・強化を図る。

○専門テーマ別セミナー【1】(平成29年11月2日開催)

障害学生支援の充実に資するために、「障害者差別解消法」の基本的な考え方と大学等における合理的配慮の提供をテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見交換等を実施する。

【プログラム概要】

- ①全体講演:「障害者差別解消法と紛争概念について」
- ②分科会:「紛争解決のための第三者組織」等のテーマについて、ファシリテーター(紛争の防止・解決等事例集協力者会議委員)の進行により、分科会ごとに設定された典型事例および自由検討事例について課題を整理、解決策を検討する。
- ③全体会:分科会のファシリテーターが登壇し、各分科会で出た意見を基にしてパネルディスカッションを行い理解を深める。

○その他

障害のある学生の修学支援の実施に資するための教職員を対象とした研修会やワークショップを開催。

大学等からの反響や活用方法について

<協力者会議委員(大学教員)からのコメント>

- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)主催のシンポジウムの分科会で利用している。
- 地域での障害者支援担当者会議で会議資料として活用している。
- 参考となる事例が数多く載っている。
- 「紛争の防止・解決のための基礎知識」の章が理解・啓発のために活用されている。

<大学等での活用方法(体制整備支援セミナー3 事後アンケート回答)>

- 学内の関係教員で回覧して共有した。
- 支援実施の参考資料
- FD等の説明資料
- 参考として印刷して対応教員に配布
- 判断に迷う相談を受けた際に、類似の事例を探したりする。
- 紛争が発生した際に、速やかに対応できるよう閲覧している。
- 調査回答の際の参考としている。
- 障害がある方(学生)からの問い合わせの際に参考としている。

4. 平成30年度概算要求について

平成30年度の事業規模(総支出額) 1,146,318百万円 (対平成29年度予算額 26,077百万円増)

奨学金事業

学資支給事業

給付型奨学金制度の本格実施

奨学金貸与事業

無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応

大学等奨学金事業の健全性確保

スカラシップ・アドバイザーの派遣

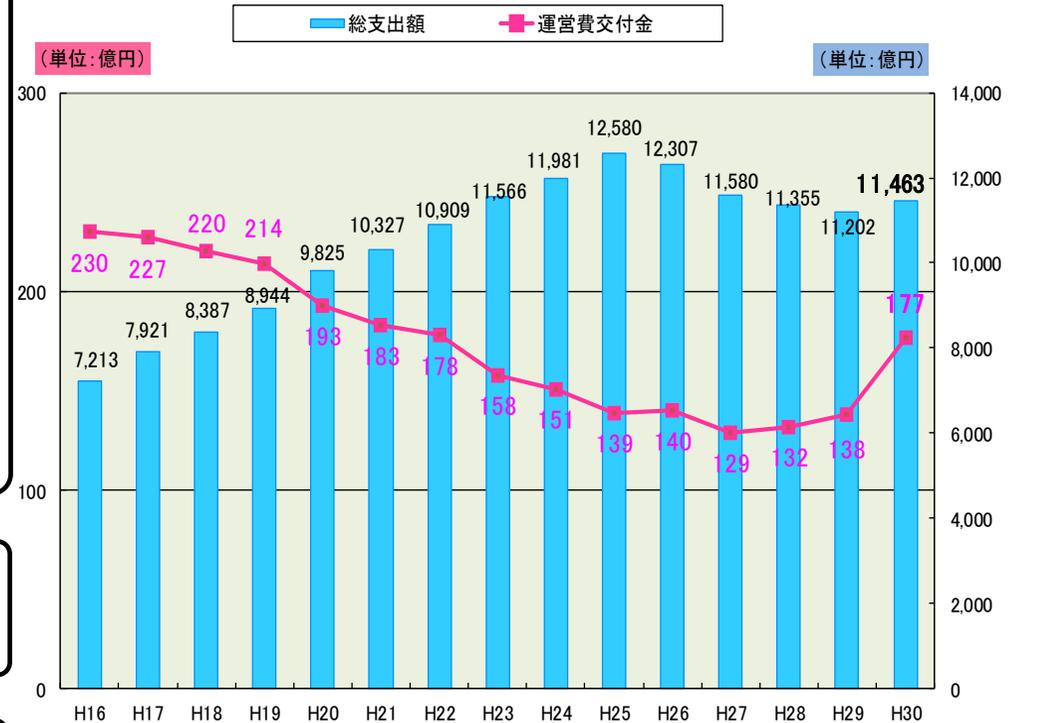
留学生支援事業

大学等の留学生交流の充実

学生生活支援事業

学生支援のための情報収集提供・調査研究の実施

【総支出額及び運営費交付金の推移】



※ H16～H29の総支出額には寄附金事業を含む。

(要求額)

平成30年度要求額

平成30年度総支出額(1,146,318百万円)の内訳 (下表(a)+(b)+(c)+(d))

(1)学資支給事業費

(単位:百万円)

	H29予算	H30要求	増減
学資支給事業	7,000	(a)・・・10,500	3,500
うち国費負担額	7,000	10,500	3,500

(2)日本人学生への奨学金貸与事業費

(単位:百万円)

	H29予算	H30要求	増減
無利子奨学金	352,792	378,928	26,136
有利子奨学金	723,800	717,696	△6,104
その他(返還免除等補助金等)	7,864	7,733	△131
計	1,084,457	(b)・・・1,104,357	19,900
うち国費負担額(政府貸付金)	89,581	97,137	7,556

(3)運営費交付金事業費

(単位:百万円)

	H29予算	H30要求	増減
支出	18,327	(c)・・・22,448	4,121
奨学金貸与事業	6,875	10,520	3,646
留学生支援事業	5,616	6,163	547
学生生活支援事業	99	99	0
その他(人件費、一般管理費等)	5,737	5,666	△71
自己収入	4,554	4,705	151
国費負担額(支出－自己収入)	13,773	17,743	3,970

(4)海外留学支援制度事業費

(単位:百万円)

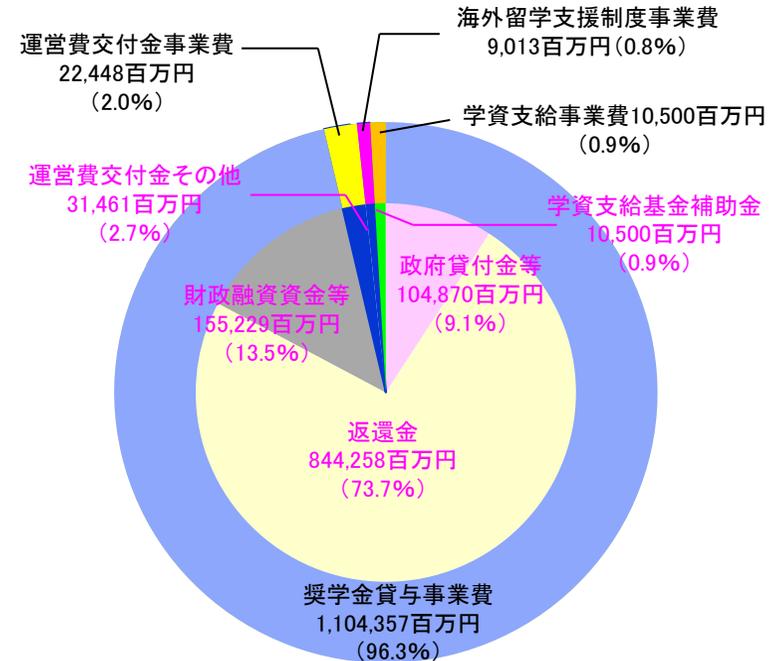
	H29予算	H30要求	増減
海外留学支援制度事業	8,065	(d)・・・9,013	948
うち国費負担額	8,065	9,013	948

※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

財源

(1)学資支給基金補助金	10,500百万円
(2)日本人学生への奨学金貸与事業費	
政府貸付金等	104,870百万円
返還金	844,258百万円
〔無利子奨学金分〕	242,447百万円
〔有利子奨学金分〕	601,811百万円
財政融資資金等	155,229百万円
(3)運営費交付金事業費	
運営費交付金	17,743百万円
自己収入	4,705百万円
(4)留学生交流支援事業費補助金	9,013百万円
計	1,146,318百万円

※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。



※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

給付型奨学金の本格実施

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備。

・平成29年度に給付型奨学金制度を創設。平成30年度から確実かつ安定的に実施する。

(平成30年度要求額: 10,500百万円)

《給付人員》 22,800人〔うち新規 20,000人〕 参考(平成29年度:2,800人)

《給付月額》 国立 (自宅)2万円、(自宅外)3万円

私立 (自宅)3万円、(自宅外)4万円

※国立大学・高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額

※社会的養護を必要とする学生等には入学金相当額(24万円)を別途支給

無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

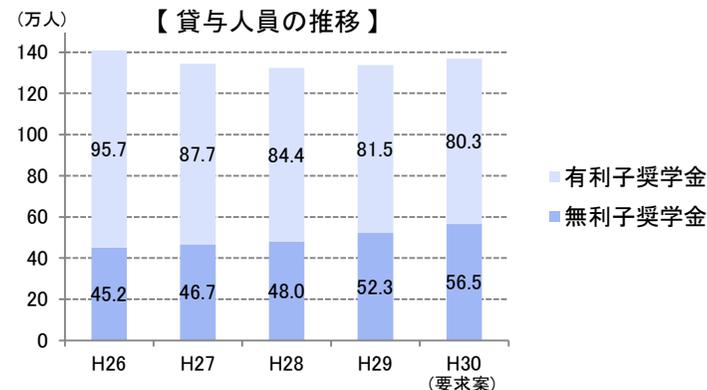
平成29年度に希望者全員に対する貸与を実現した無利子奨学金について、制度を着実に実施し、引き続き貸与基準を満たす希望者全員へ貸与を行う。

(平成30年度要求額: 無利子奨学金 378,928百万円、有利子奨学金 717,696百万円)

【貸与人員】

	H29予算	H30要求	増減
無利子奨学金	52.3万人	56.5万人	4.3万人
有利子奨学金	81.5万人	80.3万人	△1.2万人
計	133.8万人	136.8万人	3.0万人

※ 計数は四捨五入の関係で一致しない場合がある。



新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応

奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を活用し、返還月額が卒業後の所得に連動する、新たな所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するため、システムの開発・改修等の対応を行う。

(平成30年度要求額:3,311百万円)

【実施計画】

年度	実施内容	金額
H30要求	新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための奨学金業務システムの開発・改修等	3,311百万円(マイナンバー・所得連動機器運用経費1,591百万円 マイナンバー・所得連動システム改修費1,419百万円 情報セキュリティ対策強化経費301百万円)

大学等奨学金事業の健全性確保

返還金回収促進経費(返還相談体制の充実、債権回収業務の民間委託、延滞事由の要因分析等)の措置。

(平成30年度要求額:2,791百万円)

スカラシップ・アドバイザーの派遣

学生生活を送るにあたっての資金計画を含めた奨学金の利用等について、生徒や保護者の理解を促進するため、経済的知識を持ち奨学金事業に詳しいスカラシップ・アドバイザーを派遣する。

(平成30年度要求額:86百万円)

大学等の留学生交流の充実

《大学等の留学生交流の支援等》

○ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増(6万人→12万人)を目指すため、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、経済的に困窮した留学希望者に対し、奨学金と併せて渡航費等初期経費を支援する奨学金の拡充等による留学経費の負担軽減を図る。

(平成30年度要求額:9,013百万円)

【海外留学支援制度(留学生交流支援事業費補助金)】

- ＜大学院学位取得型＞ 252人
- ＜学部学位取得型＞ 78人
- ＜協定派遣型＞ 24,000人 ※渡航支援金2,000人【新規】を含む
- ＜協定受入型＞ 5,650人

※日本人の留学生促進については、官民協働による「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」と合わせて促進

《優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ》

○ 学業優秀かつ生活困難な私費外国人留学生に対して、奨学金の給付を行うことにより、経済的負担を軽減し、学業への専念を可能とするための修学支援策である「留学生受入れ促進プログラム」を推進。

(平成30年度要求額:4,414百万円)

【留学生受入れ促進プログラム】

- 学部・大学院(48千円/月) (12ヶ月)4,120人 (6ヶ月) 400人
- 学部・大学院(60千円/月) (12ヶ月)1,310人 (6ヶ月)2,030人
- 日本語教育機関(30千円/月) (12ヶ月) 700人

学生生活支援事業

○ 学生の修学環境整備のための調査研究費(学生生活調査、私費外国人留学生生活実態調査等)及び障害学生と大学等間で生じた紛争の防止や解決に資するための事例収集・情報提供を実施するための経費の措置等。

(平成30年度要求額:99百万円)